## 個人情報ファイル簿 (単票)

管理番号		清掃 1		作成年月日	2025年9月25日		
行政機関等の名称		岳北広域行政組合長		更新年月日			
個人情報ファイルの名称				ごみ処理処分手数料徴収台帳			
個人情報ファイルが利用に供される事務 組織の名称			れる事務をつかさどる	総務課 清掃管理係			
個人情報ファイルの利用目的				ごみ処理処分受付、手数料徴収			
記録項目			3電話番号 については、1氏名のみ				
記録範囲			ごみ持込の業者、個人				
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		<ul><li>□ 含む ⇒</li><li>☑ 含まない</li></ul>	<ul><li>□ 人種</li><li>□ 宗教・思想・信</li><li>□ 社会的身分</li><li>□ 障害</li><li>□ 病歴</li><li>□ 健康診断の結果</li><li>□ 医師等から指導しくは調剤が行</li></ul>	き 算又は診療若	□ 犯罪の経歴 □ 犯罪による被害の事実 □ 逮捕、捜索、差押え、勾留等の刑事事件に関する手続が行われたこと □ 観護措置、審判、保護処分等の保護事件に関する手続が行われたこと		
記録情報の収集方法		<ul><li>☑ 本人 ⇒</li><li>□ 本人以外 ⇒</li></ul>	ごみ収集業者及び個人並びに事業所のごみ持込者による 受付表への記入				
記録情報の経常的提供先		□ 有 ⇒ <b>☑</b> 無					
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地		名称	岳北広域行政組合総務課				
		所在地	〒389-2253 長野県飯山市大字飯山3690番地1				
訂正・利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続			□ 有 ⇒ <b>☑</b> 無				
個人情報ファイルの種別		<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)</li><li>☑ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)</li></ul>					
令第21条第7項に該当する ファイル(重複ファイル)		□ 有 ☑ 無	【重複ファイル】 この個人情報ファイル簿に記載された利用目的及び記録範囲の範囲内 である利用目的及び記録範囲となるマニュアル処理ファイルをいう。				
備考							